

エスカレーターの定期検査報告における
転落防止柵等の安全対策検査項目の取扱いについて（お知らせ）

エスカレーターの定期検査報告における検査項目及び判定基準については、平成20年国土交通省告示第283号「昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」（以下「告示」という。）に基づき、運用しているところですが、この程、国土交通省住宅局建築指導課より「エスカレーターの定期報告制度の運用に係る留意事項について」（以下「留意事項」という。）及び一般財団法人日本建築設備・昇降機センターより「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2017年版（2021年追補版）」（以下「基準書追補版」という。）が発出されました。

エスカレーターの定期検査報告においては、別表に掲げる検査項目について、同表判定基準欄に掲げる基準に該当すると判定されたエスカレーターの部分（以下、「要是正部」という。）が当該エスカレーターの設置状況等により直ちに是正することが困難である場合にあっては、当面の措置として、当該要是正部に、人又は物の挟まれ、衝突又は転落（以下「挟まれ等」という。）の危険性について注意を促す掲示その他の挟まれ等の防止するための対策（以下「当面の措置」という。）を講ずることや当面の措置が講じられている場合には告示別記第5号の検査結果中「特記事項」に当面の措置について記載するよう指導することが、留意事項及び基準書追補版に明記されました。

つきましては、定期検査報告書の作成にあたって、【記載例】に基づき、記入していただくようお願いいたします。

なお、留意事項及び基準書追補版を十分ご留意のうえ、定期検査報告書を提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。